本論文は、《人が生きていく上で必要不可欠なケアは、誰によってどのように担われるべきか》という切実な主題設定のもと、ケアを公正に分配するための条件を探究するとともに、そうした分配を可能にする条件として、教育はいかなる役割を果たしうるのかを解明する手がかりを提示することをねらいとする。

第一部では、ケアをめぐる問題群の見取り図が描かれる。第一章において、ケアリングの実践研究とケア理論の先行研究とを総括し、ケアするという行為の諸特性およびそこから生じる諸問題を概観する。第二章では、第二波フェミニズムによる公私二元論批判の意義と限界を見極め、社会におけるケアワークの公正な分担のありかたを打ち出すところまで進むべきだとする。第三章では、生きる上で必要なケアを提供する側(女性とりわけ母親)およびケアされる側(障害者)から提起された、「脱家族」という異議申し立ての内実を精査することを通じて、「脱家族の主張」において否定されたのは「当事者の自立を阻む過剰な愛情」にほかならず、"よきもの"としての愛情こそが知的障害者家族の「ケアへ向かう力」として機能していることを確認する。よってケアをすべて外部委託してよしとするのではなく、「ケアの社会的分有」および「依存先の分散」という方向性が望ましいとの見通しを得るにいたっている。

第二部では、ケアする責任の分配をめぐる問題に焦点が絞られる。第四章では、グディンによる「プラグマティックな当為」の分析に拠りながら、ケアワークには「独特な道徳的責務」が伴うという事態を明らかにする。第五章では、ケアのグローバリゼーションから帰結する負の側面(途上国から先進国への「愛情の移植」heart transplant が途上国の貧しい親子にたいして深刻な道徳的危害を加えている点)を、キテイの論考を手がかりに指摘し、フレイザーによる「普遍的ケア提供者モデル」がその打開策として活用しうると主張している。第六章では、ケアに向かう動機を「内発的義務」として取り出した最首悟の歩みを追跡し、ケア行為の直接経験を通じた教育が内発的義務を醸成する上で有効であると示唆して、第三部につなげる。

第三部では、ケアの依存先を分散させるために教育が果たしうる役割を究明する。第七章では、適切なケアをなしうる人の育成を教育の目標と見定め、マーティンとノディングズの論著の比較検討を通じて、従来の3R's(読み書き計算)と3c's(care, concern, connection)とを同等に位置づける「クロスカリキュラム」を、ケアの教育内容を示すものとして構想する。

終章では、今後取り組むべき五つの課題とその解決の方向性が明記される。

上記の内容をもつ本論文は、「思いやり」や「気遣い」といった情緒面・徳性面に偏りがちだったケアの教育論と、看護・介護や福祉の制度改革において impersonal に論議されてきたケアの分担・分配問題とを架橋しつつ、ケアの規範理論と実証理論を連携させようとする意欲的な作品である。その提言が現代日本の学校教育の文脈にどのように埋め込まれうるかは、今後の展開をまつところが多いが、これまでケアの理論と実践の不備不足を補う、じゅうぶんなポテンシャリティを有するものと評価できる。よって、本論文は博士(教育学)の学位を授与するにふさわしい水準にあるものと判断された。